

議会運営委員会

日 時 令和 7 年 2 月 1 3 日（木）午前 1 0 時～
場 所 全員協議会室

1 令和 6 年亀岡市議会定例会令和 7 年 3 月議会について

- (1) 議案送付 2 月 1 3 日（木）
- (2) 再 開 2 月 1 9 日（水）

2 議案の概要説明について

- (1) 概 要 （別添）

3 令和 7 年 3 月議会日程案について【別紙 No. 1】

- (1) 一般質問通告期限 2 月 1 9 日（水）正午
※ 1 4 日（金）午後 5 時までにデータを事務局に提出願います。
※ 施政方針演説等の原稿 1 7 日（月）午後 配付（データ格納）予定
- (2) 請願書等提出期限 2 月 1 9 日（水）午後 5 時
- (3) 質疑通告期限（当初提案議案分） 3 月 3 日（月）本会議終了時
- (4) 討論通告期限
(3 月 1 1 日採決分：補正予算等) 3 月 1 0 日（月）常任委員会終了時
(最終日採決分) 3 月 2 5 日（火）午後 4 時
- (5) 意見書等提出期限 3 月 2 4 日（月）午前 1 0 時

4 再開日（2 月 1 9 日）の議事等について

- (1) 議事日程
諸報告
第 1 会議録署名議員指名《浅田議員、菱田議員》
第 2 第 1 号議案から第 6 0 号議案（提案理由説明） ※ 施政方針演説
○ 午前 9 時 5 5 分から市民憲章唱和《唱和代表：富谷議員》

(2) 諸報告

- 地方自治法第180条関係(1件)
- 監査(定期監査及び行政監査の結果報告、財政援助団体等監査の結果報告)
- 理事者出席要求

5 請願について

- 受理なし

6 陳情・要望について

- (1) 現行の保険証存続を国に求める陳情書【別紙No.2】
- (2) 訪問介護費の引き下げ撤回・介護報酬引き上げ再改定を国に求める陳情書【別紙No.3】
- (3) 保育士配置基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書【別紙No.4】
- (4) 人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて国への意見書採択を求める陳情【別紙No.5】
- (5) 福祉職員の処遇改善施策の実施を求める陳情書【別紙No.6】

7 一般質問について

(1) 質問時間・日程

- 代表質問 … 答弁時間含まず1会派40分・一括質問方式

今回：6会派(6人) 2月28日(金)、3月3日(月)

- 個人質問 … 答弁時間含み1人45分

今回：(議長・代表質問者除く)最大17人

3月3日(月)、4日(火)、5日(水)

(2) 質問順序(議会期間ごとの会派の輪番制) 先例・申合せ117

- ①亀岡有志の会 ②共産党議員団 ③公明党議員団 ④新清流会
- ⑤経政会 ⑥躍動～輪の風～

(3) 通告書 メールまたはUSBで事務局に提出【別紙No.7】

※質問事項(タイトル)20文字以内

- (4) 会派内順序 **2月14日(金)午後5時まで** に事務局へ連絡
- (5) 説明資料 **2月20日(木)午後5時まで** に事務局へ提出(データ含む)
- ※必ず上記期限までにデータ元の使用許可を得た上で提出すること。
- ※議長の許可は、事務局で取りまとめて25日(火)に一括で対応。

8 予算審査について

(1) 審査体制

○予算特別委員会

- ・分科会方式 議長を除く全議員で全体会を構成し、各常任委員会を分科会として審査する。
- ・委員数 23人(議長以外)
- ・設置予定日 3月5日(水) 一般質問終了後
- ・正副委員長を選出 3月5日(水) 本会議終了後 ※互選による

(2) 審査日程案【別紙No.8】

※審査資料「施策の概要」 本日(午後)配付(データ格納) 予定

9 議会運営委員会の行政視察について

- 調査事項(視察先)
- 視察時期

10 その他

- (1) 政策研究会(政策提言等)【別紙9】
- (2) 本日(2月13日)の会議予定
- 引き続き 幹事会、広報広聴会議、広報部会・広聴部会、会派会議
- (3) 議会運営委員会等の日程(3月議会)
- 2月27日(木) 14:00～ 議運事前調整(正副議長、正副委員長)
- 3月 3日(月) 本会議終了後 議会運営委員会・幹事会
- 11日(火) 3常任委員会終了後 議運事前調整(正副議長、正副委員長)
- 上記終了後 議会運営委員会・幹事会

25日（火） 11：00～ 議運事前調整（正副議長、正副委員長）
13：30～ 幹事会・議会運営委員会
26日（水） 3 常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長、正副委員長）
上記終了後 議会運営委員会

令和6年亀岡市議会定例会 令和7年3月議会日程表（案）

Ver.070206

【議会期間36日間】

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
2/12	水	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
13	木	(当初議案送付) 10:00～ 議会運営委員会（市長出席） 終了後 幹事会 終了後 広報部会・広報聴部会、広報広聴会議 終了後 会派会議	議案概要、2/19の議事日程等
14	金	<17:00：一般質問通告書データ提出>	
15	土		
16	日		
17	月		
18	火		
19	水	9:00～ 政策研究会 10:00～ 【定例会再開】 <12:00：一般質問通告期限 / 17:00：請願書等提出期限>	諸報告、会議録署名議員指名、施政方針・提案理由説明
20	木		
21	金	<17:00：一般質問説明資料・データ提出>	
22	土		
23	日	(天皇誕生日)	
24	月	(振替休日)	
25	火		
26	水		
27	木	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
28	金	10:00～ 【一般質問（代表）】	
3/1	土		
2	日		
3	月	10:00～ 【一般質問（代表 / 個人）】（追加議案送付） 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時：質疑通告期限>	追加議案概要、3/5・3/11の議事日程等
4	火	10:00～ 【一般質問（個人）】	
5	水	10:00～ 【一般質問（個人）、追加議案、予特設置】 終了後 予算特別委員会	提案理由説明、質疑、付託等 予特正副委員長の互選
6	木	10:00～ 総務文教常任委員会	付託議案審査（補正予算等）
7	金	10:00～ 環境市民厚生常任委員会	付託議案審査（補正予算等）
8	土		
9	日		
10	月	10:00～ 産業建設常任委員会 <産業建設常任委員会終了時：討論通告期限>	付託議案審査（補正予算等）

令和6年亀岡市議会定例会 令和7年3月議会日程表（案）

Ver.070206

【議会期間36日間】

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
11	火	10:00～ 3 常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 終了後 【補正予算等採決】 13:00～ 総務文教常任委員会 終了後 予算特別委員会事前調整	委員長報告確認 討論順序、採決順序等 予特正副委員長名報告、委員長報告～採決 付託議案審査（条例等）
12	水	13:00～ 環境市民厚生常任委員会 終了後 産業建設常任委員会	付託議案審査（条例等） 付託議案審査（条例等）
13	木	13:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 13:20～ 予算特別委員会分科会	※中学校卒業式 市長あいさつ 分科会審査
14	金	10:00～ 予算特別委員会分科会	分科会審査
15	土		
16	日		
17	月	10:00～ 予算特別委員会分科会	分科会審査（※現地視察）
18	火	10:00～ 予算特別委員会分科会 10:30～ 予算特別委員会全体会	分科会審査（市長質疑項目の確認） 市長質疑項目の報告・決定 15:00 執行部へ送付 （※現地視察（午後））
19	水	13:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 終了後 予算特別委員会分科会	市長質疑項目の答弁 分科会採決
20	木	（春分の日）	
21	金	13:00～ 予算特別委員会分科会 終了後 予算特別委員会全体会 終了後 会派会議 終了後 予算特別委員会全体会	※小学校卒業式 分科会委員長報告の確認 分科会委員長報告・質疑等 討論～採決
22	土		
23	日		
24	月	（委員会予備日） <10:00：意見書等提出期限>	
25	火	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 11:00～ 議運事前調整 13:30～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 終了後 会派会議 <16:00：討論通告期限>	人事議案 3/26の議事日程、人事議案、意見書案等、参考人意見聴取
26	水	10:00～ 予算特別委員会全体会 終了後 3 常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 午後予定 【定例会休会】 終了後 議長記者会見、広報部会・広聴部会	委員長報告確認 委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決、人事議案等
27	木	※令和6年亀岡市議会定例会 会期末	

現行の保険証存続を国に求める陳情書

陳情の趣旨

- 1 国に対し、現行の保険証存続を求める意見書を提出すること。
- 2 国が現行の被保険者証の存続を決定するまで、資格確認書をすべての被保険者に送付すること。また、特別療養資格確認書ではなく通常の資格確認書を交付すること。

陳情の理由

政府は、2024年12月2日から新規の保険証発行を停止するとしています。代わりとなるマイナンバーカード（いわゆるマイナ保険証）は、誤登録や情報漏洩などのトラブルが続出し、多くの患者・住民が不安を抱え、利用率は低迷しています。特に多くの高齢者・障害者は、マイナンバーカードの申請や利用の際に不便を感じています。

そもそも任意であるマイナンバーカードと保険証を紐付けすることが問題です。患者も、住民も、医療機関も望んでいない保険証とマイナンバーカードとの一体化はただちにやめて、現行の保険証を残すことが求められます。

また、住民が受診の際に混乱しないように、国が現行の被保険者証の存続を決定するまで資格確認書をすべての被保険者に送付することが必要です。

2024年12月24日

亀岡市議会

議長 菱田 光紀 様

陳情者 住所 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 6F
氏名 京都社会保障推進協議会議長 渡邊 賢治
電話 075-801-2526

訪問介護費の引き下げ撤回・介護報酬引き上げ再改定を国に求める陳情書

陳情の趣旨

国に対し、訪問介護費の引下げ撤回、介護報酬引き上げの再改定を早急に行う意見書を提出すること。

陳情の理由

訪問介護の基本報酬が2024年4月から引き下げられたことに介護保険利用者や家族、事業所から、怒りや不安の声があがっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねません。

京都社会保障推進協議会は、2024年6月1日から7月31日まで、府内の828訪問介護事業所に緊急のアンケートを行いました。171事業所から回答をいただき、94.2%が訪問介護報酬引き下げ反対との回答でした。介護報酬の引下げについて、91.8%が納得できないと回答し、今後の影響については、経営の悪化(90.1%)、新規採用の困難(67.3%)、職員の賃金引き下げ(45%)ヘルパーの意欲・モチベーションが下がるが71.4%、ヘルパーの賃金改善が難しくなるが70.0%など、重大な影響が予想されます。介護報酬については、86.5%が「基本報酬の引き上げ」を求めています。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模、零細事業所が経営難になる恐れがあります。2024年上半期の介護事業所の倒産は全国95件で過去最多となっています。

訪問介護事業所のうち36.7%が収支差率0%未満の赤字であることが明らかになっているにも関わらず、厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。しかし、この結果は、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているのであり、実態とかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回っています。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となります。かりに処遇改善加算による収入分があっても、全て職員の給与として支払われ、事業所の経営は苦しいままです。その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所がでています。

今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月額約7,500円、2025年度に月額約6,000円と見込んでいます。しかし、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

2024年12月24日

亀岡市議会

議長 菱田 光紀 様

陳情者 住所 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都6F

氏名 京都社会保障推進協議会議長 渡邊 賢治

電話 075-801-2526

令和6年12月24日受理(持参)

保育士配置基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

1. 国に対して「保育士配置基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書」を提出してください。

理由

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっています。

政府は、「こども未来戦略」の一環として2024年4月に、76年ぶりに保育士配置基準を4・5歳児25対1に改善しました。しかしながら経過措置が設けられ、加配加算に留まり完全実施は先送りされました。世界に目を向ければ、4・5歳児の配置基準は、フランスのパリで15対1、スウェーデンのストックホルムで18対3（実質6対1）となっており、日本の配置基準はまだまだ低水準のままです。しかも経過措置を設けられてしまうという実情です。保育士確保が難しいというのが経過措置を設けた理由とされていますが、保育士確保が難しいのは賃金をはじめとした処遇が劣悪なためです。

つきましては貴議会より、国に対して「保育士配置基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

2024年12月24日

亀岡市議会 議長 菱田 光紀 様

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 受ボール京都5階
京都保育団体連絡会 藤井伸生 (TEL075-801-8810)

意見書ひな型

保育士配置基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっています。

政府は、「こども未来戦略」の一環として2024年4月に、76年ぶりに保育士配置基準を4・5歳児25対1に改善しました。しかしながら経過措置が設けられ、加配加算に留まり完全実施は先送りされました。世界に目を向ければ、4・5歳児の配置基準は、フランスのパリで15対1、スウェーデンのストックホルムで18対3（実質6対1）となっており、日本の配置基準はまだまだ低水準のままです。しかも経過措置を設けられてしまうという実情です。保育士確保が難しいというのが経過措置を設けた理由とされていますが、保育士確保が進まないのは賃金をはじめとした処遇が劣悪なためです。

国におかれては、必要な財源を確保し、下記事項について実現されるよう要望します。

1. 保育士配置基準は、加配加算対応でなく、基準の完全実施を行うこと。
2. 国際的な水準を踏まえ、さらなる保育士配置基準の引き上げを行うこと。
3. 保育士確保のため、保育士の処遇改善に必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日
〇〇〇〇議会

内閣総理大臣／内閣府特命担当大臣（こども政策）／こども家庭庁長官
文部科学大臣／財務大臣 宛（各通）
衆議院議長／参議院議長

2024年12月24日

亀岡市議会

議長 菱田 光紀 様

京都府京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都

全国福祉保育労働組合京都地方本部

執行委員長 大西 謙

075-813-4800

人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて
国への意見書採択を求める陳情

保育や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っています。「人が人を支える」福祉職場において職員不足は、利用者と職員双方の人権を侵害する原因となっています。「1人の職員が対応する利用者や子どもの人数が多く、目が行き届かない」「午睡中の呼吸チェックができない」「食事介助中に喉につまらせる」「排泄介助やオムツ交換に時間がかかる」「入浴介助者がいないので、お風呂に入れてあげられない」「ワンオペ夜勤で転倒・転落がおきてしまう」など、利用者や子どもの安全確保と人権保障が困難な状況になっています。

働く環境は、「休憩がとれない」「有給休暇がとれない」「不払残業や持ち帰り残業がある」など労働基準法が守られていません。「仕事と子育て・家事の両立ができない」ほど、長時間過密労働になっています。また、政府は処遇改善策を講じてきたというものの、福祉職員の賃金水準は国の調査でも、全産業平均より月額7～8万円も低く、いのちを預かり、人権を守る仕事をしているにもかかわらず、社会的地位は低いままです。多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしていますが、長く働くことに不安を抱えています。

この状況を改善するためには、法令にもとづき「これを下回ってはならない」という強制力がともなう最低賃金を、全国一律でいまずぐ1500円以上にする必要があります。さらに労働時間の短縮をはかるためには、1700円以上が必要です。福祉分野は、政府が公的価格を引き上げることで、事業所に人件費を保障すれば、全国一律最低賃金制度の実現を待たずに賃金水準を上げることができます。

利用者も、職員も、その家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきです。憲法25条にもとづいて、国民の権利が保障され、国が福祉増進にかかわる責任が果たすよう、下記について、地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書を提出いただくよう陳情いたします。

記

1. 地域・雇用形態・労働時間に関係なく、すべての福祉職員に時間単価1700円以上、フルタイムで年収300万円以上の賃金を保障する制度をつくってください。
2. 利用者の処遇向上と、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、職員配置基準を引き上げ、常勤職員を増やしてください。

意見書モデル

人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げを求める意見書（案）

保育や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っており、利用者と職員双方の人権を侵害する原因となっている。「1人の職員が対応する利用者や子どもの人数が多く、目が行き届かない」「午睡中の呼吸チェックができない」「食事介助中に喉につまらせる」「排泄介助やオムツ交換に時間がかかる」「入浴介助者がいないので、お風呂に入れてあげられない」「ワンオペ夜勤で転倒・転落がおきてしまう」など、利用者や子どもの安全確保と人権保障が困難な状況になっている。

働く環境は、「休憩がとれない」「有給休暇がとれない」「不払残業や持ち帰り残業がある」など労働基準法が守られていない。「仕事と子育て・家事の両立ができない」ほど、長時間過密労働になっている。また、政府は処遇改善策を講じてきたというものの、福祉職員の賃金水準は国の調査でも、全産業平均より月額7～8万円も低く、いのちを預かり、人権を守る仕事をしているにもかかわらず、社会的地位は低い状況にある。多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしているが、長く働くことに不安を抱えている。

この状況を改善するためには、法令にもとづき「これを下回ってはならない」という強制力がともなう最低賃金を、全国一律でいまずぐ1500円以上にすることが必要となっている。さらに労働時間の短縮をはかるためには、1700円以上が必要といえる。福祉分野は、政府が公的価格を引き上げることで、事業所に人件費を保障すれば、全国一律最低賃金制度の実現を待たずに賃金水準を上げることができる。

国において、人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げを図るよう、以下の事項について強く要望する。

1. 地域・雇用形態・労働時間に関係なく、すべての福祉職員に時間単価1700円以上、フルタイムで年収300万円以上の賃金を保障する制度をつくること。
2. 利用者の処遇向上と、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、職員配置基準を引き上げ、常勤職員を増やせるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇 [県・市・町・村] 議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛

2024年12月24日

亀岡市議会

議長 菱田 光紀 様

京都府京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都

全国福祉保育労働組合京都地方本部

執行委員長 大西 謙

075-813-4805

福祉職員の処遇改善施策の実施を求める陳情書

障害や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っています。「16時間の夜勤、一人で22人の利用者さんをみている」「1人夜勤で1回につき14人の利用者さんのオムツ交換を夜勤の間に複数回。休憩がまったくとれない」「体制がとれなくて、入浴の回数が減った」「抱えて介助せざるを得ず、腰痛者が絶えない」このような過酷な労働実態なのに、報酬改定に伴い、事業所の収入がますます減り、そのことで、やむなく非正規化が進んでいます。しかし、正規職員でも、全産業平均より月額7～8万円も低い賃金水準と言われるなか、非正規職員の処遇は最低賃金ギリギリで、募集をしても人が確保できない状況です。

そのような中でも、今現場ではたらく多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしていますが、長く働きつづけることに、不安を抱えています。この状況を改善するために一刻も早い対応が必要です。

利用者も、職員も、その家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきです。そのためにも、下記1から4について、貴自治体で可能な限り実現をはかるよう努力していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・福祉・保育分野の労働者の定着・確保に自治体としてあらゆる手立てを講じ責任を果たして下さい。そのため、処遇改善・賃金水準の底上げを図る独自の補助金制度の創設や家賃補助施策などに取り組んで下さい。
2. 安全・安心のケア実現のために、介護職員・障害職場の職員等の夜勤改善・大幅増員などを行えるよう財源を確保して下さい。
3. 各職場にリフトやスライディングシート等導入の設備補助、人員増に対する独自補助等、慢性的な腰痛予防対策に取り組んで下さい。
4. 介護・障害・診療報酬改定に伴う現場実態を把握し、利用者負担軽減とともに、職員処遇改善ができるよう、3年後の改定を待たずに措置を講じるよう国に働きかけてください。

以上

<記入の仕方>

令和7年2月19日

亀岡市議会議長 小川 克己 様

亀岡市議会議員 ○○○○○○

令和7年3月議会 一般質問通告書

体裁

- ・BIZUD ゴシック、フォントサイズ 10、英数字・記号（カッコなど）は全角とする。
- ・表のサイズを変えない。
- ・ページがまたがる場合は、表を分割しない。

会派名：○○○○○○○ (代表・個人)

質問方法（一括・一問一答）

次のとおり通告します。

質問の意図が伝わるよう、まず、**質問の趣旨・背景**（課題や問題点等）を**3～5行以内**に要約して簡潔に記入。
（原稿をそのまま掲載しない。）

質問事項	質問要旨	答弁者
1 ○○○について 旨に係る項目を号（スペース）・について（20文字）で記入。 序は、機構の建制順をするが、質問構成のよる順序立ても可と	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ そして、質問内容を(1)、(2)の箇条書きの質問形で具体的に記入。 (「～について」は質問とならない。)	○○ ○○○○ 質問事項の答弁者を記す ・市長 ・副市長 ・病院事業 ・教育長 ・所管部長 ・行政委員会
以下、例示		
2 空き家の適正管理について 構の建制順 政策企画部・生涯 務部・環境先進都 民生活部・健康	空き家の放置は、近隣的生活環境を阻害し、不審者の侵入や放火などを誘発する恐れもある。また、災害時に倒壊する危険や住民の避難活動の妨げにもなりかねない。生活環境の保全、災害時の安全確保、犯罪の未然防止の観点から空き家の適正管理が求められる。 (1) 空き家の調査をどのような頻度で行い、市内に長期間放置された空き家がどれくらい存在するか把握しているか。 (2) 管理不十分な空き家は近隣住民にとって危険な	市長 所管部長

質問要旨に係る項目を
項目番号（スペース）・
「～について（20文字
以内）」で記入。
質問順序は、機構の建制順を
原則とするが、質問構成の
意図による順序立ても可と
する。

質問事項の項ごとに
答弁者を記入

- ・ 市長
- ・ 副市長
- ・ 病院事業管理者
- ・ 教育長
- ・ 所管部長
- ・ 行政委員会の委員長等

そして、質問内容を(1)、(2)の箇条書きの質問形で具体的に記入。
(「～について」は質問とならない。)

以下、例示

※組織機構の建制順

市長公室・政策企画部・生涯
学習部・総務部・環境先進都
市推進部・市民生活部・健康
福祉部・こども未来部・産業
観光部・まちづくり推進部・
会計管理室・上下水道部・市
立病院・教育委員会・選挙管
理委員会・公平委員会・監査
委員・農業委員会

注意点

- 具体的に通告する。(先例・申合せ119)
 - ・細分化し、具体的に記載する。
 - ・市政における一般事務に限る。
 - ・重複のないよう会派内で調整を行う。
- 名称(例：道路・河川・橋梁・施設・事業・施策名等)は、正式名称を記載する。
- 質問事項(タイトル)20文字以内

予算特別委員会 審査日程（案）

ver060206

日時	予定時刻	全体会／分科会等		
【1】 3月13日 (木)	13:00	全体会 1. 市長あいさつ（※市長等出席）		
	13:20	分科会		
		○総務文教	○環境市民厚生	○産業建設
		①議会事務局	①こども未来部	①上下水道部
		②会計管理室 (曾山等、特別会計含む)	②環境先進都市推進部	②まちづくり推進部
		③市長公室		
		④政策企画部		
【2】 3月14日 (金)	10:00	⑤生涯学習部	③特別会計（各部）	②産業観光部・農業委員会
	13:00	⑥総務部・監査委員事務局	④市民生活部	②産業観光部・農業委員会 (つづき)
			⑤健康福祉部 ・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定	・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定
【3】 3月17日 (月)	10:00	⑦教育委員会 (教育費：幼稚園費まで)	(現地視察) ※産業建設分科会と 重ならないよう調整	(現地視察) ※環境市民厚生分科会と 重ならないよう調整
	13:00	⑧教育委員会 (教育費：社会教育費から) ・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定		
【4】 3月18日 (火)	10:00	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認
	10:30	全体会 1. 市長質疑項目の報告・決定		
	13:00	(現地視察)		
	15:00	※市長質疑項目の送付（議会事務局 → 総務課へ）		
【5】 3月19日 (水)	13:00	全体会 1. 市長質疑（※市長等出席）		
	終了後 (16:00)	分科会		
		○総務文教	○環境市民厚生	○産業建設
		1. 委員間討議、討論、採決	1. 委員間討議、討論、採決	1. 委員間討議、討論、採決
【6】 3月21日 (金)	13:00	分科会		
		○総務文教	○環境市民厚生	○産業建設
		1. 委員長報告の確認	1. 委員長報告の確認	1. 委員長報告の確認
	午後	全体会 1. 各分科会委員長報告、質疑 2. 委員間討議 (会派会議) 3. 討論～採決等		

※3月5日（水）の本会議で特別委員会を設置後、全体会を開催し正副委員長を選出。

※3月26日（水）の3月議会最終日、全体会を開催し委員長報告を確認。

令和7年3月19日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市議会議長 小川 克己

亀岡市議会 政策研究会
(公共施設マネジメント)
会長 松山 雅行

公共施設マネジメントに関する政策提言書（案）

亀岡市議会では、公共施設マネジメントに関する政策研究会を立ち上げ、亀岡市公共施設等総合管理計画を主眼におき、次世代に無理なくつないでいける持続可能な施設の在り方と耐用年数等を勘案した将来ビジョン、活性化策などを研究してまいりました。

この間、公共施設マネジメントに係る現状調査や執行部との意見交換なども行ってきたところですが、これまでの研究内容が本市の施策に生かされ、公共施設のグランドデザインの再構築につながるよう、亀岡市公共施設等総合管理計画の中で各施設の方向性をアップデートするための策をとりまとめましたので、政策提言いたします。

施設ごとの提言内容は別紙

- (1) 社会教育施設に関して、持続可能な施設の維持管理を行う観点から収益化を目指し、ニーズと実態をとらえ施設によっては跡地利用も含めた整理と方向性を早急に決められたい。
- (2) 福祉施設、医療・保健施設に関して、とりわけ総合福祉センターは福祉避難所にも指定されていることから快適な避難所としての機能強化をはかり、通常時の利用もニーズ調査等を実施検討されたい。
- (3) 保育所施設に関して、乳幼児を快適な環境で保育することは勿論、施設の長寿命化の観点からも整理し公設公営に縛られない手法も検討された

い。

- (4) 農林振興施設に関して、地元での利用状況と過去の経過も勘案し地元と協議の上、除却か売払いを視野に実施されたい。
- (5) 住宅施設に関しては、低所得者の生活安定を図るために重要である。
今後本市として入居希望者のニーズをとらまえ、指定管理者を定めて、民間の不動産業者と連携を検討されたい。
- (6) その他、その他教育施設に関しては、庁内で協議・調整を早急に行った上で所管替えをし、民間委託を視野に方向性を示されたい。

亀岡市議会 政策研究会（公共施設マネジメントに関する政策研究）
松山雅行（会長）、平本英久（副会長）、林徹司、法貴隆司、土岐新、
片山輝夫、大塚建彦、原野実生子、大石慶明

(1) 社会教育施設

Galeriaかめおか

- ・ 持続可能な施設とする為に収益化を目指し、施設運営を行うために施設の将来ビジョンと方向性の在り方を全庁的に検討し、指定管理者からの収支経営計画の提示、プロポーザル方式での専門的なスキルを持った業者選定されたい。
- ・ 民間資本や民間からの投資価値を提示するため、サウンディング調査、ニーズ調査等の研究されたい。

一の宮文化財事務所

文化財貯蔵庫

- ・ 収蔵場所もスペースがないことから、国での協議状況を注視し、文化財の埋設収蔵も含めた新たな手法も視野に整理されたい。

松熊教育集会所

- ・ 地元と協議の上、今後利用状況も見た上で、用途も含め施設のあり方を検討されたい。

(2) 福祉施設、医療・保健施設

総合福祉センター

- ・ 福祉避難所としても機能強化をするなかで、これまでの利用者状況を調査をし、通常時においても多くの方が広く利用できるような複合的な機能を有する整備や取組みを進められたい。

(3) 保育所

第六保育所

- ・ 大規模改修を行うか、建替えるかなど利用者ニーズを調査し、人口動向を見極めるなかで、利用者目線、職員目線で整備対応に努められたい。

(4) 農林振興施設

共同作業所

松熊農機具保管施設

- ・ 管理の在り方を整理するとともに、売却、除却、文化財貯蔵庫などの使用転換も含めて研究されたい。

土づくりセンター

- ・近隣市町との広域機能連携も含め、関係機関や地元との協議、センターの在り方を今後のニーズに関する調査を行われたい。

(5) 住宅施設

市営住宅

- ・新規建設は行わず、既存住宅の改修や民間業者が管理しているアパートやマンション、戸建ての借り上げなど官民連携を検討されたい。また、家賃滞納回収業務についても民間業者と連携されたい。

(6) その他

旧亀岡市職員ゼミナールハウス

- ・耐震化されていない為、地元の協力を得て施設の在り方を検討されたい。

(7) その他教育施設

若木の家

- ・庁内で協議・調整を行い、施設の利用促進を視野に用途や所管見直しを検討されたい。

議会運営委員会 行政視察候補地

委員	候補地	テーマ
平本委員長	福岡県中間市	中間市議会ハラスメント根絶条例について
	広島県廿日市市	本会議（定例会および臨時会）における手話通訳の映像配信について
松山副委員長	大阪府茨木市	大学と議会の連携について
	大阪府八尾市	やお未来議会などについて
	滋賀県大津市	議会ＢＣＰ計画について
小林委員	茨城県取手市	議会会議録視覚化システムの効果について
	千葉県流山市	市民に開かれた市議会の施策について
木村委員	奈良県天理市	手話通訳の同時配信について
	山口県下関市	議員定数の削減、議長交際費のホームページへのホームページ等への公表、費用弁償の見直しについて
	北海道登別市	「議会改革度調査2022」全国1位の取組について